

要保管

新潟市奨学金

返還の手引き

この返還の手引きは、返還完了まで大切に保管しご利用ください。

新潟市教育委員会

〒951-8554

新潟市中央区古町通7番町1010番地 古町ルフル4階

新潟市教育委員会 学務課

電話 025-226-3168 (直通)

FAX 025-226-0042

URL <https://www.city.niigata.lg.jp>

E-mail gakumu@city.niigata.lg.jp

令和8年度

もくじ

<返還のおぼえ>	1
<返還実績確認表>	2
1 借用証書、返還明細書等の提出	3
(1)「借用証書」及び「返還明細書」記入上の注意	
(2)連帯保証人について	
(3)提出書類	
【借用証書記入例】	4
【奨学金返還明細書記入例】	5
2 奨学金の返還	6
(1)返還開始時期	
(2)返還期日・1回あたりの返還額	
(3)返還の方法	
●新潟市が指定する金融機関一覧●	
(4)繰り上げ返還	7
(5)遅延損害金	
(6)返還金の督促	
(7)返還の完了	
(8)その他の届出	
3 返還猶予	9
4 返還免除	10
5 返還特別免除	11
<奨学金返還表>	14
<各種様式>	15
繰上返還申込書	16
変更届出書	17
奨学金返還猶予申請書	18
奨学金返還免除申請書	19
奨学金返還特別免除申請書	20
同意書（返還特別免除申請用）	21
在学証明書	22
新潟市奨学金条例	23
新潟市奨学金条例施行規則	25

返還を始めるみなさんへ

新潟市奨学金は、貸付終了後返還していただくものであり、みなさんからの返還金を直ちに次の奨学生に貸付ける仕組みとなっています。

返還が円滑に行なわれないと、次の貸付けに支障をきたすこととなりますので、約束どおり必ず返還してください。

- 下記＜返還のおぼえ＞に記入し、返還方法等を忘れないようにしてください。
- 各期の返還後には、次ページの＜返還実績確認表＞に記入し、返還状況を管理してください。
- 返還金の領収証は再発行できません。返還完了まで大切に保管しておいてください。

＜返還のおぼえ＞

奨学生番号	
借用金額	円
借用期間	年 月から 年 月まで
返還方法	半年賦（7月末日 及び 12月末日）
総返還回数	回
初回返還年月	年 月
初回返還額	円
2回目以降の返還額 （1回あたりの返還額）	円
連帯保証人	

この返還の手引きは、返還完了まで大切に保管しご利用ください。

＜返還実績確認表＞

- 各期の返還後に実績を記入して、返還状況を管理してください。
- 返還金の領収証は再発行できませんので、返還完了まで大切に保管しておいてください。

借用金額	円	返還回数	回		
初回返還額	円	2回目以降の返還額	円		
	返還年月日	返還金額		返還年月日	返還金額
1回目		円	21回目		円
2回目		円	22回目		円
3回目		円	23回目		円
4回目		円	24回目		円
5回目		円	25回目		円
6回目		円	26回目		円
7回目		円	27回目		円
8回目		円	28回目		円
9回目		円	29回目		円
10回目		円	30回目		円
11回目		円	31回目		円
12回目		円	32回目		円
13回目		円	33回目		円
14回目		円	34回目		円
15回目		円	35回目		円
16回目		円	36回目		円
17回目		円	37回目		円
18回目		円	38回目		円
19回目		円	39回目		円
20回目		円	40回目		円

1 借用証書、返還明細書等の提出

「借用証書」及び「返還明細書」は、借用金額と保証関係、今後の返還方法を確認するためのものです。それぞれ必要事項を記入、押印のうえ、必ず指定された期日までに新潟市教育委員会学務課へ提出してください。

(1) 「借用証書」及び「返還明細書」記入上の注意

次ページ以降の記入例を参照のうえ、必要事項を記入してください。

- 黒か紺のボールペンで記入してください。
- ご本人及び連帯保証人各自が自署、押印をしてください。
- 連帯保証人の印鑑は印鑑登録証明書と同じもの（実印）を使用してください。
- 同居先、団地、アパートの棟号、室番は必ず記入してください。
- 記入事項の訂正には、修正液、修正テープを使用しないで、以下の方法をお願いします。
- 「借用証書」の記入事項の訂正・・・誤った部分を二本線で消して、各自の印を押し、上部に正しい事項を記入してください。金額の訂正は一部分だけでなく、全部を訂正してください。
- 「返還明細書」の記入事項の訂正・・・訂正印は不要です。誤った部分を二本線で消して、上部に正しい事項を記入してください。

(2) 連帯保証人について

奨学生本人と連帯して返還の責任を負います。連帯保証人は、貸付採用時に届け出た誓約書に記載された方です。

採用時に届け出た連帯保証人を変更する場合は、変更届出書（P 17）と印鑑登録証明書を提出してください。

◎連帯保証人の要件

- ・成年で独立の生計を営み、債務を弁済する能力を有する4親等以内の親族等
- ・日本国内に住所を有する者
- ・日本国籍を有する者又は日本の永住権を有する者
- ・生活保護費の支給を受けていない者
- ・裁判所から破産宣告を受けていない者
- ・過去に新潟市奨学金の貸付けを受け、返還金に未納がない者

(3) 提出書類（「*」は指定様式）

- ①「奨学金借用証書 *」
- ②「奨学金返還明細書 *」
- ③「異動届出書 *」
- ④「連帯保証人の直近の市・県民税課税（所得）証明書」（市区町村で発行）
※令和7年度の新規採用者で、採用時と連帯保証人の変更がない場合は、省略可
- ⑤「奨学生アンケート *」

貸付採用時と連帯保証人を変更する場合は、上記のほか以下の⑥⑦を提出してください。

- ⑥「変更届出書 *」（P 17をコピーして使用してください。）
- ⑦「連帯保証人の印鑑登録証明書」（市区町村で発行）

【借用証書記入例】

別記様式第9号（第11条関係）

非課税措置により、収入印紙は必要ありません。

奨学金借用証書

租税特別措置法第91条の3第2項により収入印紙は必要ありません

令和〇〇年〇月〇〇日

(宛先) 新潟市長

ご本人が自署、押印してください。

奨学生 住所 新潟市中央区□□〇〇-〇
 氏名 新潟 太郎 (印)
 奨学生番号 1 2 3 4 5 6

奨学生番号（6桁）を記入してください。

連帯保証人 住所 新潟市中央区□□〇〇-〇
 氏名 新潟 一郎 (実印)

下記の金額の奨学金の貸付けが終了しましたので、新潟市奨学金条例に従い連帯して遅滞なく返還することを証するため本証書を提出します。

記

金額	800,000 円
貸付けが終了した理由	※ (卒業) 辞退・その他 ()

連帯保証人が自署、押印してください。印鑑は印鑑登録証明書と同じもの（実印）を使用してください。

貸付総額を記入してください。

貸付終了理由を○で囲んでください。その他の場合は、具体的に記入してください。

注1 奨学生及び連帯保証人の氏名欄は、必ず本人が署名、押印をしてください。

注2 ※欄は、該当するものを○で囲んでください。

【奨学金返還明細書記入例】

奨学金返還明細書				
奨学生番号	123456			
フリガナ	ニガタ 知		生年月日	昭和・平成
氏名	新潟 太郎			〇〇年 〇月
奨学金貸付時の 在籍学校名	〇〇大学		令和〇〇年3月	(卒業・卒業予定)
借用明細	借用金額	800,000 円	借用期間終了事由	卒業 辞退 退学 死亡 その他
	借用年月	令和〇〇年 4月 から 令和〇〇年 3月まで		
	返済方法	返済月	初回返還額	2回目以降の返還額
半年賦	7月末・12月末	40,000円	40,000円	

いずれかの該当する事由を○で囲んでください。
【辞退】
 奨学金が必要なくなり、その旨を届け出た場合。
【その他】
 卒業以外の事由による貸付期間満了など。

返還額、返還回数は貸付総額によって異なります。P14の「奨学金返還表」を参照のうえ記入してください。

本人・連帯保証人・保護者の住所、勤務先

本人	現住所	住所：〒951-〇〇〇〇 新潟市中央区□□〇〇-〇 電話：025-226-△△△△ 携帯：090-1234-XXXX		
	勤務先	名称：株式会社 □□□ 住所：〒100-〇〇〇〇 東京都□□□〇〇-〇 電話：03-2277-△△△△		
連帯保証人	現住所	住所：〒951-〇〇〇〇 新潟市中央区□□〇〇-〇 電話：025-226-△△△△ 携帯：090-5678-XXXX		
	勤務先	名称：〇〇〇株式会社 住所：〒950-〇〇〇〇 新潟市西区〇〇〇 □□ビル 2階 電話：025-261-△△△△		
保護者	氏名	新潟 一郎		
	現住所	住所：〒951-〇〇〇〇 新潟市中央区□□〇〇-〇 電話：025-226-△△△△		

4月以降の状況を記入してください。
 進学した場合はその旨を、就業していない場合は「勤務先なし」、「求職中」などと記入してください。

就業していない場合は「求職中」「勤務先なし」などと記入してください。

ご本人住所以外へ納入通知書などの文書の送付を希望する場合は、その旨記入してください。

備考

納入通知書は、連帯保証人住所へ送付願います。

2 奨学金の返還

(1) 返還開始時期

- ・返還は、貸付期間が終了して8か月経過後の7月または12月から始まります。

(2) 返還期日・1回あたりの返還額

- ・半年賦（年2回）による返還で、納期限は7月末日、12月末日になります。
- ・貸付総額によって1回あたりの返還額が決まります（P14「奨学金返還表」を参照）。

【例】大学を3月に卒業。4年間、総額160万円借りた方の場合
卒業した年の12月が初回の返還となり、翌年以降は7月と12月の年2回ずつ返還していただきます。

返還回数	返還月	返還額
初回	12月	59,000円
2回目	7月	67,000円
3回目	12月	67,000円
24回目	7月	67,000円

(3) 返還の方法

- ①返還時期になりましたら、教育委員会から「納入通知書」を送付します。
- ②「納入通知書」が届いたら、名前、金額等に誤りがないかを確認してください。
- ③「納入通知書」を持参のうえ、下記の「●新潟市が指定する金融機関一覧●」に示す金融機関または区役所等の本市の収納窓口にて納付してください。

※納入通知書が届かない場合や紛失した場合は再発行しますので、教育委員会までご連絡ください。

※納入通知書は原則としてご本人の住所へ送付します。連帯保証人などご本人以外の住所へ送付を希望する場合は、奨学金返還明細書の備考欄にその旨を記入してください。

※海外へは納入通知書を送付できません。ご本人が海外に在住している場合は、連帯保証人などのご指定の住所へ送付します。

●新潟市が指定する金融機関一覧●

※取扱いは日本国内の店舗のみです。

・第四北越銀行	・東邦銀行	・加茂信用金庫	・新潟県信用農業協同組合連合会
・大光銀行	・北陸銀行	・新潟縣信用組合	・新潟かがやき農業協同組合
・みずほ銀行	・きらやか銀行	・興栄信用組合	・新潟市農業協同組合
・三菱UFJ銀行	・新潟信用金庫	・はばたき信用組合	・新潟県労働金庫
・三井住友銀行	・三条信用金庫	・協栄信用組合	・東日本信用漁業協同組合連合会 新潟支店
・秋田銀行	・新発田信用金庫	・巻信用組合	・ゆうちょ銀行(郵便局)



土、日、休日、夜間にも、金融機関が提供する「Pay-easy（ペイジー）」サービスをご利用いただくことで、パソコン、スマートフォン、携帯電話、ATMからお支払いいただくことができます。

利用方法、利用可能な金融機関など、詳しくは、「ペイジー（日本マルチペイメントネットワーク推進協議会）のホームページ」でご確認ください。

(4) 繰り上げ返還

奨学金は、全額又は一部を繰り上げて返還することができます。繰り上げ返還を希望する場合は、新潟市オンライン申請システム（e-NIIGATA）より手続きを行ってください。右記二次元コードから手続き画面に進み、申請してください。

【▽手続き画面】

オンライン申請が難しい場合は、紙による申請も可能です。「繰上返還申込書」【様式P16】をコピーの上、教育委員会学務課宛てに郵送してください。



【一部繰り上げ返還の注意事項】

1回あたりの返還額を1単位とします。例えば、1回あたりの返還額が40,000円の場合、繰り上げ返還できる額は40,000円、80,000円、120,000円・・・となります。なお、一部繰り上げ分は、返還回数を最終回から短縮する方法とします。

(5) 遅延損害金

返還すべき日までに返還しなかったときは、返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じて、返還すべき金額に年3パーセントの割合を乗じて得た金額（その金額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）に相当する遅延損害金を徴収します。

ただし、遅延損害金の金額が1,000円未満であるときは、徴収しません。

【遅延損害金の納入方法】

遅延損害金の金額は、返還金の元金が納入期限から何日遅れて納入されたかにより決まります。したがって、元金が納入された後に、金額を算出して「納入通知書」をお送りします。

※災害その他やむを得ない理由で返還できないと認めるときは、遅延損害金の全部又は一部を免除できる場合がありますのでご相談ください。

(6) 返還金の督促

奨学金の返還はご本人が責任をもって行わなければなりません。ご本人が返還しない場合、連帯保証人に請求することになります。

滞納者には、教育委員会が自宅や勤務先へ督促状送付、電話督促、訪問等を行うこととなります。

【即時返還】

返還できない特別な理由もなく、奨学金を返還すべき日から5年を経過しても返還しない場合には、返還期限の到来前であっても、貸付残額の全額について即時に返還していただきます。

(7) 返還の完了

返還完了後に、「返還完了通知」を送付します。

(8) その他の届出

下記事由の変更・異動があった場合は、速やかに届け出てください。

【▽手続き画面】

オンライン申請が可能な手続きについては、新潟市オンライン申請システム（e-NIIGATA）より手続きを行ってください。右記二次元コードから手続き画面に進み、届け出てください。



※申請にあたり、利用者 ID（メールアドレス）の登録が必要です。

オンライン申請が難しい場合、又はオンライン申請に対応していない手続きをされる場合は、該当の様式をコピーの上、教育委員会学務課宛てに郵送してください。

変更（異動）事由	オンライン申請の可否	様式	添付書類
本人の氏名・住所変更 連帯保証人の住所変更	○	変更届出書 【様式 P 1 7】	印鑑登録証明書 所得証明書
連帯保証人の変更	× (紙による届出)		
奨学生の死亡	× (紙による届出)	死亡届出書 ※	死亡を証明する書類

※死亡届出書が必要な場合は、様式を送付しますので、教育委員会学務課（025-226-3168）へご連絡ください。

3 返還猶予

奨学生が進学したときや疾病その他特別の事由のため奨学金の返還が困難なとき、申請により返還を猶予することがあります。

◆主な返還猶予事由一覧

申請事由	手続	添付書類	証明書発行者	猶予期間
進学	進学時	在学証明書 ※	進学先学校長	在学中。ただし、最短修学期間まで
入学（受験）準備中	毎年度	予備校の在籍証明書、出身学校長等の証明書等	在籍学校長 出身学校長	原則当該年度の返還分のみとし、最長でも通算3年以内
在学中	毎年度 【注】	在学証明書 ※	在学学校長	在学中。ただし、最短修学期間まで
傷病	毎年度	診断書	医師	猶予が必要と認める期間
災害等	毎年度	罹災証明書等	市町村長 消防署長	原則当該年度の返還分のみ
失業	毎年度	雇用保険受給資格者証の写し、離職票	職業安定所長	原則当該年度の返還分のみとし、最長でも通算3年以内
新卒（退学）者の無職、未就職	毎年度	求職活動中であることの証明書等	出身学校教諭、教授等	原則当該年度の返還分のみとし、最長でも卒業後3年以内
出産、育児	毎年度	母子健康手帳の写等、その事実を明らかにする書類	市町村長	最長でも対象となる子が満3歳に達する年度まで
その他、市長が特に返還の猶予が必要であると認めた場合	毎年度	その事実を明らかにする書類	その事実を証明できる第三者	原則当該年度の返還分のみ

※在学証明書は、在学指定の証明書又は本書P22の様式で提出してください。

【注】 貸付を途中辞退し、その後も在学中の場合、在学証明書に最短修学年限（卒業予定年月）が明示されていれば、その期間は猶予されますので、毎年度申請する必要はありません。

◆申請方法

下記書類を教育委員会学務課へ提出してください。

- ①奨学金返還猶予申請書【様式P18】
- ②猶予事由を証明する書類 ※上記一覧参照

◆申請結果

返還猶予の可否について、申請者に通知します。

◆その他

連帯保証人に十分な返還能力があるときは、猶予が認められない場合があります。

4 返還免除

奨学生が奨学金の返還を完了する前に死亡した場合や障がい等のため奨学金の返還が困難で、かつ連帯保証人も返還が困難と認められる場合、申請により返還残額の全部またはその一部の返還を免除することがあります。

◆返還免除事由一覧

申請事由	添付書類	証明書発行者	免除期間
死亡	戸籍抄本、住民票の除票等、死亡が確認できるもの	市町村長	免除の決定を受けた次の返還分から
障がい ※	診断書 障害者手帳等の写し	医師 市町村長	

※返還免除の対象となる障がいとは、身体障害者手帳1・2級、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級に該当するもので、今後就業が困難であると認められる場合です。

◆申請方法

下記書類を教育委員会学務課へ提出してください。

- ①奨学金返還免除申請書【様式P19】
- ②免除事由を証明する書類 ※上記一覧参照
- ③連帯保証人及び本人（死亡の場合を除く）の収入に関する証明書

◆申請結果

返還免除の可否について、申請者に通知します。

5 返還特別免除

専門学校、短期大学、大学、大学院の奨学生が卒業後、新潟市に住所を有し、新潟市の市民税が課税されている場合、申請により返還額の一部を免除します。

◆対象者及び免除額など

対象者 ※すべての条件に該当する者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 専門学校、短期大学、大学、大学院で新潟市奨学金の貸付けを受けた ・ 新潟市に住所を有しており、居住実態がある ※ ・ 当年度に新潟市の市民税が課税されている ・ 市税及び新潟市奨学金の返還に未納が無い
免除年額	当年度の返還額の 1 / 2 の額
通算免除額	最大で貸付総額の 1 / 4 の額 (限度額 40 万円)
免除期間	通算免除額に達するまで

※居住実態がないと判断される場合、免除が認められないことがあります。

◆申請時期

毎年、9月から10月中旬までの期間に申請してください。(7月返還分で返還が完了する場合は、返還が完了する年の4月中旬から5月末までの期間に申請してください。)

市民税課税要件があるため、通常、就業2年目以降に申請が可能です。

【申請時期(例)】 2026年3月に卒業し、4月から就業した場合

2026年3月卒業	専門学校、短期大学、大学、大学院を卒業
2026年度(就業1年目)	新潟市に居住し、就業開始 ↓ 12月返還(1回目)
2027年度(就業2年目)	↓ 7月返還(2回目) ↓ 9月から10月中旬までに【返還特別免除申請】 ↓ 12月返還(3回目)【特別免除適用】
↓	↓ ~以降、通算免除額に達するまで繰り返し~
返還完了	通算免除額に達した後は、通常どおり 7月、12月返還

◆申請方法

【オンライン申請】

新潟市オンライン申請システム（e-NIIGATA）より手続きを行ってください。【▽新潟市 HP】
納税証明書（新潟市制度用）をご準備の上、右記二次元コードから
新潟市ホームページへログインし、申請フォームへ進んでください。
※申請にあたり、利用者 ID（メールアドレス）の登録が必要です。



【郵送申請（紙による申請）】

オンライン申請が難しい場合は、納税証明書（新潟市制度用）及び下記提出書類の様式
をコピーの上、学務課宛てに郵送してください。

申請方法 \ 提出書類	返還特別免除申請書 【様式 P 1 8】	同意書 【様式 P 1 9】	納税証明書 (新潟市制度用)
オンライン申請	不要	不要	要
郵送申請（紙による申請）	要	要※	要

※同意書の提出がない場合は、別途証明書（住民票の写し・課税証明書）を提出していただきます。

◆免除の適用

返還特別免除は、申請年度の 1 2 月返還分に適用します。

（7 月返還分で返還が完了する場合は、7 月返還分に適用します。）

◆申請結果

返還特別免除の可否について、申請者に通知します。

◆その他

- ・通算免除額まで免除を希望する場合は、複数年度に渡って申請が必要です。
- ・返還特別免除は申請年度の返還金に対して適用します。年度を遡って免除することはできません。

【例】大学4年間で、総額160万円の貸付を受けた場合

[返還回数24回、1回あたりの返還額67,000円（初回のみ59,000円）]

奨学生が卒業後、新潟市に居住し、新潟市の市民税が課税されている場合、申請によりその年度の返還額の1/2の額を免除します。

【通算免除額】 貸付総額の1/4の額（限度額40万円）

【免除期間】 通算免除額に達するまで

年度 返還月	返還1年目		返還2年目		返還3年目		返還4年目		返還5年目		返還6年目		返還7年目		返還8年目	
	7	12	7	12	7	12	7	12	7	12	7	12	7	12	7	12
住所地	新潟市															
市民税課税 期間	新潟市															
返還回数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16
特別免除		↑ 免除 (1回目)	↑ 免除 (2回目)	↑ 免除 (3回目)	↑ 免除 (4回目)	↑ 免除 (5回目)	↑ 免除 (6回目)									
	← 後期分を免除 →															
年間返還額	59,000円	134,000円	134,000円	134,000円	134,000円	134,000円	134,000円	134,000円	134,000円	134,000円	134,000円	134,000円	134,000円	134,000円	134,000円	134,000円
特別免除額		-67,000円	-67,000円	-67,000円	-67,000円	-67,000円	-67,000円	-67,000円	-67,000円	-67,000円	-67,000円	-65,000円				
実返還額	59,000円	67,000円	67,000円	67,000円	67,000円	67,000円	67,000円	67,000円	67,000円	67,000円	67,000円	69,000円	134,000円	134,000円	134,000円	134,000円

貸付総額 1,600,000円（年額40万円×4年間）

返還特別免除額 -400,000円（67,000円×5回、65,000円×1回）

実返還額 1,200,000円

※ 毎年6月に、前年の所得に応じて市民税額が確定します。

※ 市民税は前年の所得に応じて課税されるので、通常、就業1年目は課税されません。

ただし、一定額以上のアルバイト収入などがあり翌年度の市民税が課税された場合は、免除の対象となることがあります。

＜奨学金返還表＞

●貸付総額によって1回あたりの返還額と返還回数が決まっています。

貸付総額	初回返還額	2回目以降の返還額	返還回数
200,000円	20,000円	30,000円	7回
300,000円	30,000円	30,000円	10回
400,000円	10,000円	30,000円	14回
500,000円	20,000円	30,000円	17回
600,000円	30,000円	30,000円	20回
700,000円	35,000円	35,000円	20回
800,000円	40,000円	40,000円	20回
900,000円	45,000円	45,000円	20回
1,000,000円	50,000円	50,000円	20回
1,100,000円	50,000円	50,000円	22回
1,200,000円	50,000円	50,000円	24回
1,300,000円	46,500円	54,500円	24回
1,400,000円	54,500円	58,500円	24回
1,500,000円	62,500円	62,500円	24回
1,600,000円	59,000円	67,000円	24回
1,700,000円	68,000円	68,000円	25回
1,800,000円	32,000円	68,000円	27回
1,900,000円	64,000円	68,000円	28回
2,000,000円	68,000円	69,000円	29回
2,100,000円	70,000円	70,000円	30回
2,200,000円	68,500円	73,500円	30回
2,300,000円	65,000円	74,500円	31回
2,400,000円	75,000円	75,000円	32回
2,500,000円	68,000円	76,000円	33回
2,600,000円	75,500円	76,500円	34回
2,700,000円	76,500円	79,500円	34回
2,800,000円	80,000円	80,000円	35回
2,900,000円	78,000円	83,000円	35回
3,000,000円	77,500円	83,500円	36回
3,100,000円	76,000円	84,000円	37回
3,200,000円	86,000円	86,500円	37回
3,300,000円	81,000円	87,000円	38回
3,400,000円	88,500円	89,500円	38回
3,500,000円	80,000円	90,000円	39回
3,600,000円	90,000円	90,000円	40回

<各種様式>

※様式はコピーをして、使用してください。

繰上返還申込書

年 月 日

(宛先) 新潟市長

住所

氏名

奨学生番号

下記のとおり、奨学金の（ 全額 ・ 一部 ）について繰上げ返還を希望します。

記

1 全額繰上げ返還の場合

全額繰上げ返還額	円	
納付希望年月	年 月	注4

2 一部繰上げ返還の場合

返還残額	円	
① 1回あたりの返還額 (2回目以降の返還額)	円	
② 繰上げ返還回数	回分	
(③ 初回返還額)		注3
一部繰上げ返還額 ①×②+③	円	
納付希望年月	年 月	注4

注1 返還残額のうち、全額を繰上げ返還する場合は1、一部を繰上げ返還する場合は2に金額等を記入してください。

注2 一部繰上げ返還額は、1回あたりの返還額を1単位とします。

注3 初回から一部繰上げ返還を希望し、初回と2回目以降の1回あたりの返還額が異なる場合、初回返還額を記入してください。

注4 納付希望年月の月末を納期限とした納入通知書を送付します。納期限を過ぎて納付された場合、遅延損害金が加算されることがありますのでご注意ください。

変更届出書

年 月 日

（宛先）新潟市長

奨学生	〒	—	
	住所		
		氏名	印
奨学生番号			
連帯保証人	〒	—	
	住所		
		氏名	印

下記のとおり変更がありましたので、新潟市奨学金条例施行規則第9条の規定により届け出ます。

記

変更事項	変更前	変更後
本人	フリガナ	
	氏名	
	住所	〒 — 電話番号 — — 携 帯 — —
振替 口座	金融機関	銀行 支店
	口座番号	(普通・当座)
	フリガナ	
	口座名義	
連帯保証人	フリガナ	
	氏名	実印
	住所	〒 — 電話番号 — — 携 帯 — —
	本人との続柄	

- 注1 振替口座の口座名義が奨学生本人以外の場合は、委任状を添付してください。
- 2 新たに連帯保証人となった者は、実印を押印の上、印鑑証明書を添付してください。

奨学金返還猶予申請書

年 月 日

（宛先）新潟市長

奨学生 住所

氏名

奨学生番号

連帯保証人 住所

氏名

新潟市奨学金の返還について、新潟市奨学金条例第15条の規定による猶予を受けたいので申請します。

記

1 希望する返還猶予期間

年 月から 年 月まで

2 猶予となる事由

注 疾病による事由の場合は医師の診断書を、進学の場合は在学証明書を、その他特別の事由による場合はそれを証明する書類を添付してください。

奨学金返還免除申請書

年 月 日

（宛先）新潟市長

届出人 住所

氏名

奨学生との続柄

連帯保証人 住所

氏名

新潟市奨学金の返還について、新潟市奨学金条例第14条第1項の規定による免除を受けたいので申請します。

記

1 奨学生氏名
奨学生番号

2 免除となる事由

3 貸付期間 年 月から 年 月まで

4 貸付総額 円

5 返還済額 円

6 未返還額 円

注 死亡の場合は死亡を証明する書類を、その他の事由の場合はそれを証明する書類を添付してください。

奨学金返還特別免除申請書

年 月 日

（宛先）新潟市長

〒 _____
奨 学 生 住 所
氏 名
奨学生番号

新潟市奨学金の返還について、新潟市奨学金条例第14条第2項の規定による免除を受けたいので申請します。

記

- 1 就業先所在地 _____
名 称 _____
電話番号 _____

- 2 貸付期間 平成・令和 _____ 年 _____ 月 から 平成・令和 _____ 年 _____ 月まで

- 3 貸付総額 _____ 円 …… ①

- 4 返還済額 _____ 円 …… ②（返還特別免除の額は除く）

- 5 前年度までに承認された返還特別免除の免除額（元号は囲む）
① 平成・令和 _____ 年度 免除額 _____ 円
② 平成・令和 _____ 年度 免除額 _____ 円
③ 平成・令和 _____ 年度 免除額 _____ 円
④ 平成・令和 _____ 年度 免除額 _____ 円
⑤ 平成・令和 _____ 年度 免除額 _____ 円
⑥ 平成・令和 _____ 年度 免除額 _____ 円
合計免除額 _____ 円 …… ③

- 6 返還残額 _____ 円 …… ①－（②＋③）

- 7 申請年度の返還額 _____ 円 …… ④（7月と12月の合計額）

- 8 申請年度の免除額 _____ 円 …… ④×1/2＝⑤

- 9 申請年度の免除後の返還額 _____ 円 …… ④－⑤

同意書

(住民基本台帳、市民税の課税状況確認用)

年 月 日

(宛先) 新潟市長

私は、今年度の新潟市奨学金返還特別免除制度の申請に際して、新潟市教育委員会が以下の事項を確認することに同意します。

同意の可否	同意事項
	現住所を確認するため、私の住民基本台帳情報を確認すること
	市民税の課税状況を確認するため、私の所得情報を確認すること

同意の可否について、上記の同意事項ごとに、同意される場合は「○」、同意されない場合は「×」を記入してください。

住 所 新潟市 _____ 区 _____

ふりがな _____
氏 名 _____

生年月日 昭和・平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日

奨学生番号 _____

※ なお、同意されない場合は、別途証明書類を提出してください。区役所、出張所等で交付しています。

	確認 1	確認 2	確認 3
教委担当者			

在学証明書

新潟市奨学金用

奨学生番号 _____

学籍	【本人記入欄】
	学校名 _____ 科 第 _____ 学年 ※昼間部 ・ 夜間部 _____ 学部 _____ 学科・課程 学籍番号 _____ 卒業予定年月 _____ 年 _____ 月 ふりがな 氏 名 _____ _____ 年 _____ 月 _____ 日生 _____ 歳
	【学校記入欄】
	上記の者が、本校に在学していることを証明します。 証明日 _____ 年 _____ 月 _____ 日 (宛先) 新潟市長 郵便番号 _____ 学校所在地 _____ 電話番号 _____
学校名	校長 _____ 印 学長 _____ 学部長 _____

注1 学籍は本人が記入し、学校では学籍簿と照合し確認してください。

2 ※欄は、該当するものを○で囲んでください。

●この証明書は新潟市奨学金貸付事業のために必要となります。

●奨学生はこの証明書を新潟市に提出することにより、当該年度の貸付け、返還猶予等を受けることができます。

○新潟市奨学金条例

平成19年3月26日
条例第10号
平成20年 3月19日 条例第 9号
平成26年12月22日 条例第83号
平成31年3月27日 条例第16号
令和2年7月6日 条例第42号

(目的)

第1条 この条例は、修学のために経済的支援が必要な者に対する支援を通して、教育の機会均等を図るとともに、本市の発展に資する有能な人材を育成することを目的とする。

(貸付資格)

第2条 奨学金の貸付けを受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 本人又は本人の保護者(本人が未成年の場合にあってはその親権を行う者をいい、本人が成年の場合にあっては父母又はこれに代わる者をいう。)が市内に住所を有する者であること。
 - (2) 心身共に健全で、学業に優れ、かつ、修学のために経済的な支援を行うことが適当であると認められる者であること。
 - (3) 次のいずれかに該当する者であること。
 - ア 高等学校(中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。以下同じ。)に在学する者
 - イ 高等専門学校に在学する者
 - ウ 専修学校の高等課程に在学する者
 - エ 専修学校の専門課程に在学する者
 - オ 短期大学(専門職短期大学を含む。以下同じ。)に在学する者
 - カ 大学(専門職大学を含む。以下同じ。)に在学する者(留学先の大学に学費を納入する義務を負って留学する者で、学位取得を目的とし、又はその者が在学する大学の許可を受けて留学するものを含む。)
 - キ 大学院に在学する者(留学先の大学院に学費を納入する義務を負って留学する者で、学位取得を目的とし、又はその者が在学する大学院の許可を受けて留学するものを含む。)
- 2 奨学金の貸付けを受けようとする者が、その在学する前項第3号アからキまでに規定する学校(以下「学校」という。)の種類と同一の学校の種類において、この条例に規定する奨学金の貸付けを受けたことがある場合及び新潟市社会人奨学金条例(平成20年新潟市条例第8号)による奨学金の貸付けを受けたことがある場合は、同項の規定にかかわらず、奨学金の貸付けを受けることができない。

(奨学金の額)

第3条 奨学金の額は、次の表のとおりとする。

区分	金額(年額)
高等学校、高等専門学校及び専修学校の高等課程	200,000円
専修学校の専門課程、短期大学、大学及び大学院	400,000円

(利子)

第4条 奨学金は、無利子とする。

(貸付期間)

第5条 奨学金の貸付期間は、学校における正規の最短修学期間とする。

2 奨学金の貸付期間は、最長通算9年とする。

(貸付時期)

第6条 奨学金は、毎年度2期に分けて、前期分を4月末日までに、後期分を9月末日までに貸し付ける。ただし、初年度については、当該年度分を9月末日までに貸し付けるものとする。

(申請)

第7条 奨学金の貸付けを受けようとする者は、別に定めるところにより、市長に申請をしなければならない。

(貸付けの決定)

第8条 市長は、前条の申請により選考を行い、奨学金の貸付けを受ける者を決定し、毎年度予算の範囲内において奨学金の貸付けを行う。

(連帯保証人)

第9条 奨学金の貸付けを受けようとする者は、連帯保証人を立てなければならない。

2 前項の連帯保証人(以下単に「連帯保証人」という。)は、4親等以内の成人の親族とする。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

3 その他連帯保証人に関する事項は、別に定める。

(貸付けの停止)

第10条 奨学金を受けている者(以下「奨学生」という。)が休学したときは、休学した日の属する期の次の期からその事由がなくなる日の属する期の前の期まで、奨学金の貸付けを停止する。

(貸付けの終了)

第11条 奨学生が次の各号のいずれかに該当するときは、奨学金の貸付けを終了する。

- (1) 退学し、又は死亡したとき。
- (2) 奨学金を必要としない事由が生じたとき。
- (3) 修学の継続が困難と認められるとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、奨学生として適当でない認められるとき。

(奨学金の返還)

第12条 奨学生が次の各号のいずれかに該当するときは、貸付けが終了した日の属する月の翌月から起算して8月を経過した後20年を超えない範囲内において半年賦の方法により返還しなければならない。ただし、奨学金の全部又は一部を繰り上げて返還することができる。

- (1) 卒業したとき。
- (2) 前条の規定により奨学金の貸付けを終了したとき。

(即時返還)

第13条 市長は、前条の規定にかかわらず、奨学金の貸付けを受けた者が奨学金を返還すべき日から5年を経過しても返還しない場合には、奨学金の貸付けを受けた者又はその連帯保証人に対して、貸付残額の全額について即時に返還を求めることができる。

2 奨学金の貸付けを受けた者及びその連帯保証人は、前項の規定による請求があった場合には、その債務の期限の利益を失うものとする。

(返還の免除)

第14条 市長は、奨学生又は奨学生であった者が奨学金の返還を完了する前に死亡した場合及び障がい等のため、奨学金の返還が困難であると認められる場合には、奨学金の全部又はその一部の返還を免除することができる。

2 市長は、前項に規定する場合のほか、本市に必要な人材を確保するために、市内に住所を有する者で市長が相当と認めるものに対し、奨学金の全部又はその一部の返還を免除することができる。

(返還の猶予)

第15条 市長は、奨学金の貸付けを受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合で、その者から申請があったときは、相当の期間、奨学金の返還を猶予することができる。

- (1) 疾病その他特別の事由のため奨学金の返還が困難なとき。
- (2) 進学したとき。

(遅延損害金)

第16条 奨学金の貸付けを受けた者が奨学金を返還すべき日までに返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じて、返還すべき金額に年3パーセントの割合を乗じて得た金額(その金額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)に相当する遅延損害金を徴収する。ただし、遅延損害金の金額が1,000円未満であるときは、この限りでない。

2 前項に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても365日当たりの割合とする。

3 市長は、災害その他やむを得ない理由があると認めるときは、遅延損害金の全部又は一部を免除することができる。

(他の奨学金制度との併給)

第17条 他の地方公共団体その他団体から奨学金の給付又は貸付けを受けていることが、この条例による奨学金の貸付けを受けることを妨げるものではない。

(その他)

第18条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成20年条例第9号)

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成26年条例第83号)

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 第1条の規定による改正後の新潟市奨学金条例第16条の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に徴収する遅延損害金について適用する。ただし、当該遅延損害金のうち、返還すべき日が施行日前である奨学金に係るものを徴収する場合における同条の規定の適用については、同条第1項中「返還の日」とあるのは「新潟市奨学金条例等の一部を改正する条例(平成26年新潟市条例第83号)の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までの期間の日数に応じて、返還すべき額に年10パーセントの割合を乗じて得た金額に施行日から返還の日」と、「得た金額」とあるのは「得た金額を加えて得た金額」と、「100円」とあるのは「1円」と、同項ただし書中「1,000円」とあるのは「100円」とする。

附 則(平成31年3月27日条例第16号)

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(令和2年7月6日条例第42号)

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行し、第1条の規定による改正後の新潟市奨学金条例(以下「改正後の奨学金条例」という。)第16条第1項の規定、第2条の規定による改正後の新潟市社会人奨学金条例(以下「改正後の社会人奨学金条例」という。)第16条第1項の規定及び第3条の規定による改正後の新潟市入学準備金貸付条例(以下「改正後の入学準備金貸付条例」という。)第13条第1項の規定は、令和2年4月1日から適用する。

(経過措置)

2 改正後の奨学金条例第16条第1項の規定、改正後の社会人奨学金条例第16条第1項の規定及び改正後の入学準備金貸付条例第13条第1項の規定は、令和2年4月1日以後の期間に対応する遅延損害金の額の計算について適用し、同日前の期間に対応する遅延損害金の額の計算については、なお従前の例による。

改正	平成21年	3月24日	規則第47号
	平成21年	9月2日	規則第67号
	平成22年	3月31日	規則第34号
	平成23年	6月10日	規則第50号
	平成26年	3月20日	規則第10号
	平成28年	3月28日	規則第44号
	令和3年	5月21日	規則第38号
	令和5年	3月29日	規則第20号

(趣旨)

第1条 この規則は、新潟市奨学金条例(平成19年新潟市条例第10号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(学力基準及び所得基準)

第2条 条例第2条第1項第2号に規定する学業に優れた者とは、別表第1に定める学力基準に該当する者とする。

2 条例第2条第1項第2号に規定する修学のために経済的な支援を行うことが適当であると認められる者とは、市長が別に定める所得基準に該当する者とする。ただし、同項第3号アからウまでのいずれかに該当する者で、高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成22年法律第18号)第6条第1項の規定により高等学校等就学支援金の支給を受けること、新潟市立高等学校条例(昭和39年新潟市条例第30号)第7条第7項の規定により同項第1号又は第3号に掲げる授業料を徴収されないこと、新潟市立中等教育学校条例(平成20年新潟市条例第4号)第7条第6項の規定により同項第1号に掲げる授業料を徴収されないこと、授業料の助成又は減免を受けることその他の事由により、授業料の全部について負担しないものを除く。

(貸付けの申請)

第3条 条例第7条の規定により奨学金の貸付けの申請をする者(以下「申請者」という。)は、市長が指定する期日までに、次に掲げる書類により申請しなければならない。

- (1) 奨学金貸付申請書(別記様式第1号)
- (2) 奨学生推薦調書(別記様式第2号)(条例第2条第1項第3号キに該当する場合にあっては、これに相当するものとして市長が認める書類)
- (3) 前条第1項に規定する学力基準の判定に必要な書類
- (4) 前条第2項に規定する所得基準の判定に必要な書類
- (5) その他市長が必要と認める書類

(選考委員会)

第4条 市長は、条例第8条の選考を行うため、選考委員会を置くことができる。

(奨学金の貸付けの決定)

第5条 市長は、貸付けの可否の決定をしたときは、奨学金選考結果通知書(別記様式第3号)により、申請者に通知する。

(誓約書の提出)

第6条 前条の決定により貸付けを受けることとなった者は、直ちに連帯保証人と連署した誓約書(別記様式第4号)を市長に提出しなければならない。

(連帯保証人の資格)

第7条 条例第9条第3項の別に定める事項は、成年で独立の生計を営み、債務を弁済する能力を有していることとする。

(在学証明書の提出)

第8条 奨学金を受けている者(以下「奨学生」という。)は、毎年度4月末日までに当該年度の在学証明書を市長に提出しなければならない。

(届出)

第9条 奨学生は、次の各号のいずれかに該当する場合は、それぞれ当該各号に定める届出書を市長に提出しなければならない。

- (1) 卒業、休学、復学、転学又は退学をした場合 異動届出書(別記様式第5号)
- (2) 本人、連帯保証人その他届出事項に異動があった場合 変更届出書(別記様式第6号)
- (3) 奨学金を必要としない事由が生じた場合 奨学金辞退届出書(別記様式第7号)

2 前条各号に規定するもののほか、市長が特に必要と認めた場合は、奨学生は、その都度市長が定める事項を届け出なければならない。

(死亡)

第10条 奨学生が死亡したときは、その保護者又は連帯保証人は、死亡届出書(別記様式第8号)に死亡を証する書類を添えて、直ちに市長に届け出なければならない。

2 奨学生であった者が奨学金の返還を完了する前に死亡したときは、その保護者、遺族又は連帯保証人は、前項の死亡届出書に死亡を証する書類を添えて、直ちに市長に届け出なければならない。

(借用証書)

第11条 奨学生は、次の各号のいずれかに該当する場合は、連帯保証人と連署のうえ、奨学金借用証書(別記様式第9号)を市長に提出しなければならない。ただし、奨学生の死亡により貸付けが終了した場合は、当該奨学生の保護者又は相続人が提出するものとする。

- (1) 卒業した場合
- (2) 条例第11条の規定により奨学金の貸付けが終了した場合

(返還)

第12条 条例第12条本文の規定により、奨学金を返還する場合の返還額及び返還回数は、別表第2に定めるとおりとする。

2 半年賦による返還月は7月及び12月とする。

(返還免除の申請)

第13条 条例第14条第1項の規定による返還の免除を受けようとする奨学生若しくは奨学生であった者又は奨学生若しくは奨学生であった者の保護者若しくは相続人は、連帯保証人と連署のうえ、奨学金返還免除申請書(別記様式第10号)を市長に提出しなければならない。

2 条例第14条第2項の規定による返還の免除は、年度ごとに、次の表の定めるところにより行うものとする。

	相当と認める者	免除する額
1	次の各号のいずれにも該当する者 (1) 条例第2条第1項第3号エからキまでのいずれかに該当する者として貸付けを受けていたもの (2) 当年度に本市の市民税が賦課されている者 (3) 前条の規定による返還及び市税に滞納がない者	当年度に返還すべき額の2分の1に相当する額(年度ごとの免除の総額が貸付けを受けた奨学金の総額(総額が160万円を超える場合にあつては、160万円)の4分の1を超えない範囲内に限る。)
2	その他市長が相当と認める者	その都度市長が定める額

3 条例第14条第2項の規定による返還の免除を受けようとする者は、奨学金返還特別免除申請書(別記様式第11号)を市長に提出しなければならない。

(返還猶予の申請)

第14条 条例第15条の規定による返還の猶予を受けようとする者は、奨学金返還猶予申請書(別記様式第12号)に必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。

(その他)

第15条 この規則に定めるもののほか、奨学金の貸付けに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

(第13条第2項の特例)

2 平成28年4月1日前に、条例第2条第1項第3号カ又はキに該当する者として貸付けを受け、その総額が40万円である者に対する第13条第2項の表の適用については、同表1の項中「返還すべき額」とあるのは「賦課されている本市の市民税の額」と、「年度ごとの免除の総額が貸付けを受けた奨学金の総額(総額が160万円を超える場合にあつては、160万円)の4分の1を超えない範囲内に限る。」とあるのは「2分の1に相当する額が3万円を超える場合にあつては3万円、2分の1に相当する額が2万円に満たない場合にあつては2万円」とし、返還の免除を行う回数を5回までとする。

附 則(平成21年規則第47号)

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成21年規則第67号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成22年規則第34号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成23年規則第50号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の新潟市奨学金条例施行規則の規定は、平成23年4月1日から適用する。

附 則(平成26年規則第10号)

(施行期日)

1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日前から引き続き高等学校(中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。)、高等専門学校又は専修学校の高等課程に在学する者に係る奨学金については、なお従前の例による。

附 則(平成28年3月28日規則第44号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(令和3年5月21日規則第38号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日前に改正前の新潟市奨学金条例施行規則の規定により提出された申請書その他の書類は、この規則による改正後の新潟市奨学金条例施行規則の規定により提出された申請書その他の書類とみなす。

附 則(令和5年3月29日規則第20号)

(施行期日)

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日前に改正前の新潟市奨学金条例施行規則の規定により提出された申請書その他の書類は、この規則による改正後の新潟市奨学金条例施行規則の規定により提出された申請書その他の書類とみなす。

別表第1(第2条関係)

区分		学力基準
条例第2条第1項第3号アからウまでのいずれかに該当する者		中学校(中等教育学校の前期課程, 義務教育学校の後期課程及び特別支援学校の中学部を含む。)又は高等学校等での成績が優れていること。
条例第2条第1項第3号エ又はオに該当する者	1年生	高等学校等での成績が平均3.2以上又は高等学校卒業程度認定試験の合格者であること。
	2年生以上	申請時までの全履修科目の成績の半数が良以上又はB以上の成績であること。
条例第2条第1項第3号カに該当する者	1年生	高等学校等での成績が平均3.5以上又は高等学校卒業程度認定試験の合格者であること。
	2年生以上	申請時までの全履修科目の成績の半数が良以上又はB以上の成績であること。
条例第2条第1項第3号キに該当する者		大学又は大学院での成績等が特に優れていること。

別表第2(第12条関係)

貸付総額	初回返還額	2回目以降の返還額	返還回数
200,000円	20,000円	30,000円	7回
300,000円	30,000円	30,000円	10回
400,000円	10,000円	30,000円	14回
500,000円	20,000円	30,000円	17回
600,000円	30,000円	30,000円	20回
700,000円	35,000円	35,000円	20回
800,000円	40,000円	40,000円	20回
900,000円	45,000円	45,000円	20回
1,000,000円	50,000円	50,000円	20回
1,100,000円	50,000円	50,000円	22回
1,200,000円	50,000円	50,000円	24回
1,300,000円	46,500円	54,500円	24回
1,400,000円	54,500円	58,500円	24回
1,500,000円	62,500円	62,500円	24回
1,600,000円	59,000円	67,000円	24回
1,700,000円	68,000円	68,000円	25回
1,800,000円	32,000円	68,000円	27回
1,900,000円	64,000円	68,000円	28回
2,000,000円	68,000円	69,000円	29回
2,100,000円	70,000円	70,000円	30回
2,200,000円	68,500円	73,500円	30回
2,300,000円	65,000円	74,500円	31回
2,400,000円	75,000円	75,000円	32回
2,500,000円	68,000円	76,000円	33回
2,600,000円	75,500円	76,500円	34回
2,700,000円	76,500円	79,500円	34回
2,800,000円	80,000円	80,000円	35回
2,900,000円	78,000円	83,000円	35回
3,000,000円	77,500円	83,500円	36回
3,100,000円	76,000円	84,000円	37回
3,200,000円	86,000円	86,500円	37回
3,300,000円	81,000円	87,000円	38回
3,400,000円	88,500円	89,500円	38回
3,500,000円	80,000円	90,000円	39回
3,600,000円	90,000円	90,000円	40回

